

鈴鹿市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月3日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第2号

鈴鹿市行政組織規則の一部を改正する規則

鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前																
(室の設置)	(室の設置)																
第4条 前条第1項の規定により設置された課の事務を分掌させるため、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。	第4条 前条第1項の規定により設置された課の事務を分掌させるため、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。																
<table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>室</th></tr></thead><tbody><tr><td>総合政策課</td><td><u>家計応援金室</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	課	室	総合政策課	<u>家計応援金室</u>	略	略	<table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>室</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	課	室	略	略						
課	室																
総合政策課	<u>家計応援金室</u>																
略	略																
課	室																
略	略																
別表第1（第5条関係）	別表第1（第5条関係）																
<table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>事務分掌概目</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>総合政策課</td><td>(1)～(23) 略 <u>(24) 物価高騰対応家計応援金</u>に関すること。</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	課	事務分掌概目	略	略	総合政策課	(1)～(23) 略 <u>(24) 物価高騰対応家計応援金</u> に関すること。	略	略	<table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>事務分掌概目</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>総合政策課</td><td>(1)～(23) 略 <u>(24) 物価高騰対応家計応援金</u>に関すること。</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	課	事務分掌概目	略	略	総合政策課	(1)～(23) 略 <u>(24) 物価高騰対応家計応援金</u> に関すること。	略	略
課	事務分掌概目																
略	略																
総合政策課	(1)～(23) 略 <u>(24) 物価高騰対応家計応援金</u> に関すること。																
略	略																
課	事務分掌概目																
略	略																
総合政策課	(1)～(23) 略 <u>(24) 物価高騰対応家計応援金</u> に関すること。																
略	略																
別表第2（第5条関係）	別表第2（第5条関係）																
<table border="1"><thead><tr><th>室</th><th>事務分掌概目</th></tr></thead><tbody><tr><td>家計応援</td><td><u>物価高騰対応家計応援金</u></td></tr></tbody></table>	室	事務分掌概目	家計応援	<u>物価高騰対応家計応援金</u>	<table border="1"><thead><tr><th>室</th><th>事務分掌概目</th></tr></thead><tbody><tr><td>家計応援</td><td><u>物価高騰対応家計応援金</u></td></tr></tbody></table>	室	事務分掌概目	家計応援	<u>物価高騰対応家計応援金</u>								
室	事務分掌概目																
家計応援	<u>物価高騰対応家計応援金</u>																
室	事務分掌概目																
家計応援	<u>物価高騰対応家計応援金</u>																

<u>金室</u>	<u>に関すること。</u>		
略	略	略	略

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 4 日から施行する。